

大阪西労働基準監督署発表
令和8年6月18日

【照会先】

大阪西労働基準監督署
電話
06-7713-2021

最低賃金法及び労働基準法違反の疑いで書類送検

(8か月分の賃金不払いの疑い)
(30日前の解雇予告を行わなかった疑い)

令和8年6月18日、大阪西労働基準監督署(署長 かげまさだいすけ 景政大輔)は、株式会社 ビージーシー BGCと同社の代表取締役を最低賃金法及び労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社 ビージーシー BGC (以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪市港区弁天

事業内容 学習教材の販売

(2) 同社代表取締役A (以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

最低賃金法違反

同法第4条第1項

同法第 40 条 (罰則)
同法第 42 条 (両罰)
労働基準法違反
同法第 20 条第 1 項
同法第 119 条第 1 号 (罰則)
同法第 121 条第 1 項 (両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、労働者8名に対し、令和7年4月分から令和7年11月分までの8か月間の定期賃金を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑いがあるものです。さらに、同人は、労働者8名を令和7年11月30日付けで解雇するに当たり、30日前に予告をせず、解雇予告手当を支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。
- (2) 大阪府最低賃金は令和6年10月1日から時間額1,114円、令和7年10月16日から時間額1,177円です。
- (3) 労働基準法では、労働者を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前に予告するか、30日以上平均賃金を支払わなければならないことが規定されています。
- (4) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

最低賃金法

第四条（最低賃金の効力）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2～4（略）

第四十条（罰則）

第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

労働基準法

第二十条（解雇の予告）

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

- 2 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。
- 3 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第百十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六

十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第九十四条第二項の規定に違反した者

二～四（略）

第二百一十一条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

- 2 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。